

秋田県告示第476号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次の森林を保安林に指定する。

令和2年11月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林指定実測面積 (ヘクタール)	指定の目的
郡市	町村	(大字)	字	地番	台帳 (平方メートル)	実測 (ヘクタール)		
男鹿市		角間崎	岡見沢	18番2	1,084	0.1084	0.1084	土砂の崩壊の防備

（「附属明細書」は、省略し、秋田県農林水産部森林整備課及び秋田県秋田地域振興局農林部並びに男鹿市役所に

指定施業要件			
立木の伐採方法			立木の伐採の 限度並びに植 栽の方法、期 間及び樹種
伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特 別の場合の伐 採に係るもの	
(附属明細書のとおり)	主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	(附属明細書のとおり)	(附属明細書のとおり)

備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第477号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次の森林を保安林に指定する。

令和2年11月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林指定見込面積 (ヘクタール)	指定の目的
郡市	町村	(大字)	字	地番	台帳 (平方メートル)	見込 (ヘクタール)		
南秋田郡	五城目町	内川湯ノ又	大四郎沢	85番	778	0.0778	0.0154	土砂の崩壊の防備
				86番	15	0.0015	0.0015	
				87番	172	0.0172	0.0172	
				88番	1,274	0.1274	0.1164	
				89番2	511	0.0511	0.0209	
				95番2	190	0.0190	0.0095	
				96番2	48	0.0048	0.0034	
				97番2	236	0.0236	0.0140	
				98番2	91	0.0091	0.0059	
				166番2	39	0.0039	0.0037	
				168番2	54	0.0054	0.0048	
				169番2	63	0.0063	0.0058	
				170番2	36	0.0036	0.0034	
				174番	1,074	0.1074	0.1074	

（「附属明細書」は、省略し、秋田県農林水産部森林整備課及び秋田県秋田地域振興局農林部並びに南秋田郡五城

指定施業要件			
立木の伐採方法			立木の伐採の 限度並びに植 栽の方法、期 間及び樹種
伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特 別の場合の伐 採に係るもの	
(附属明細書のと おり)	主伐として伐 採することができる立木 は、当該立木 の所在する市 町村に係る市 町村森林整備 計画で定める 標準伐期齢以 上のものとし る。	(附属明細書 のとおり)	(附属明細書 のとおり)

目町に備え置いて縦覧に供する。)